



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *3 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 1
- *4 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 (")..... 1
- *5 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (")..... 2
- *6 和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則 (")..... 2

○ 告示

- *121 平成15年和歌山県告示第428号（指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等）の一部改正 (会計課)..... 3
- 122 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任等 (")..... 4

規 則

和歌山県規則第3号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則（昭和39年和歌山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2の7の項中「規定する放置違反金等」の次に「和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第3第15項第3号イに掲げる手数料及び同号ウに掲げる手数料（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書の政令で定める通知を行ったときの保管場所標章の交付手数料に限る。）」を加える。

附 則

この規則は、平成30年2月5日から施行する。

和歌山県規則第4号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1第8項中「別表第3第18項」を「別表第3第20項」に改め、同項を同表第9項とし、同表第7項の次に次の1項を加える。

8 防犯・交通関係事務に係る手数料のうち自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務に係るもので次に掲げる事務に係るもの

- (1) 法第4条第1項ただし書の規定に基づく道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面に相当する通知を行うべきことの申請に対する審査

(2) 法第6条第1項の規定に基づく保管場所標章の交付（法第4条第1項ただし書の政令で定める通知を行ったときの交付に限る。）

附 則

この規則は、平成30年2月5日から施行する。

和歌山県規則第5号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中第12号を第14号とし、第6号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第49条第4項の規定により納付される自動車取得税の徴収金

(7) 和歌山県税条例第63条の3の規定による徴収の方法により納付される自動車税の徴収金

第28条第1項に次の1号を加える。

(15) 自動車保管場所申請手数料（和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第3第15項第3号イに掲げる手数料をいう。以下同じ。）及び自動車保管場所標章交付手数料（同号ウに掲げる手数料（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書の政令で定める通知を行ったときの保管場所標章の交付手数料に限る。）をいう。以下同じ。）

第29条の2第1項中「不動産取得税」の次に「、自動車取得税」を加え、「徴収金」の次に「並びに自動車保管場所申請手数料及び自動車保管場所標章交付手数料」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 歳入徴収者は、納税者が次の各号に掲げる徴収金又は手数料を納付しようとするときは、前項のマルチペイメントネットワークを利用して納付させるものとする。

(1) 指定金融機関等の取り扱う電子情報処理組織を使用して、電磁的方法により記載すべき事項を記録した納付書に基づき納付する個人の事業税、不動産取得税、自動車税及び鉾区税の徴収金

(2) 和歌山県税条例第49条第4項の規定により納付する自動車取得税の徴収金

(3) 和歌山県税条例第63条の3の規定による徴収の方法により納付する自動車税の徴収金

(4) 自動車保管場所申請手数料及び自動車保管場所標章交付手数料

第45条第2項中「放置違反金等」の次に「、自動車保管場所申請手数料及び自動車保管場所標章交付手数料」を加える。

附 則

この規則は、平成30年2月5日から施行する。

和歌山県規則第6号

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則（平成7年和歌山県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項を次のように改める。

4 株式会社ゆうちょ銀行は、各店舗において、次の各号に掲げる歳入金の収納事務を取り扱うものとする

る。

- (1) 県税の歳入金
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号の寄附金又は法人税法（昭和40年法律第34号）第37条第3項第1号の寄附金のうち、ふるさと和歌山応援基金条例（平成20年和歌山県条例第42号）第1条に規定する目的に賛同し、払込取扱票により払い込まれた寄附金（以下「ふるさと和歌山応援寄附金」という。）
- (3) 和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）第17条に規定する家賃及び同条例第53条において読み替えて準用する同条例第17条に規定する駐車場の使用料のうち、自動払込みによるもの
- (4) 和歌山県修学奨励金貸与条例（平成14年和歌山県条例第37号）第9条第1項に規定する奨学金及び同条例第2項に規定する進学助成金の返還金のうち、自動払込みによるもの
- (5) 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第3第15項第3号イに掲げる手数料及び同号ウに掲げる手数料（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書の政令で定める通知を行ったときの保管場所標章の交付手数料に限る。）

附 則

この規則は、平成30年2月5日から施行する。

告 示

和歌山県告示第121号

平成15年和歌山県告示第428号（指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等の名称及び事務取扱店舗等）の一部を次のように改正し、平成30年2月5日から施行する。

平成30年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

3 収納代理金融機関の表中

<p>株式会社ゆうちょ銀行（和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第3条に規定する県税の収納、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号の寄附金又は法人税法（昭和40年法律第34号）第37条第3項第1号の寄附金のうち、ふるさと和歌山応援基金条例（平成20年和歌山県条例第42号）第1条に規定する目的に賛同し払込取扱票により払い込まれた寄附金の収納並びに和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）第17条に規定する家賃及び同条例第53条において読み替えて準用する同条例第17条に規定する駐車場の使用料並びに和歌山県修学奨励金貸与条例（平成14年和歌山県条例第37号）第9条第1項に規定する奨学金及び同条例第2項に規定する進学助成金の返還金のうち、自動払込による収納に限る。）</p>	<p>和歌山県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県に所在する全ての店舗（代理店である郵便局を含む。）ただし、自動払込みの方法、マルチペイメントネットワークを利用した方法及び払込取扱票による払込みの方法による和歌山県公金の収納事務については日本国内に所在する全ての店舗（代理店である郵便局を含む。）</p>
--	---

を

株式会社ゆうちょ銀行（次に掲げる収納に限る。）

- (1) 和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第3条に規定する県税の収納
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号の寄附金又は法人税法（昭和40年法律第34号）第37条第3項第1号の寄附金のうち、ふるさと和歌山応援基金条例（平成20年和歌山県条例第42号）第1条に規定する目的に賛同し、払込取扱票により払い込まれた寄附金の収納
- (3) 和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）第17条に規定する家賃及び同条例第53条において読み替えて準用する同条例第17条に規定する駐車場の使用料のうち、自動払込みによる収納
- (4) 和歌山県修学奨励金貸与条例（平成14年和歌山県条例第37号）第9条第1項に規定する奨学金及び同条第2項に規定する進学助成金の返還金のうち、自動払込みによる収納
- (5) 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第3第15項第3号イに掲げる手数料及び同号ウに掲げる手数料（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書の政令で定める通知を行ったときの保管場所標章の交付手数料に限る。）の収納

和歌山県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県に所在する全ての店舗（代理店である郵便局を含む。）ただし、自動払込みの方法、マルチペイメントネットワークを利用した方法及び払込取扱票による払込みの方法による和歌山県公金の収納事務については、日本国内に所在する全ての店舗（代理店である郵便局を含む。）

に改める。

和歌山県告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、会計管理者の権限に属する事務の一部を別表第1により会計管理者をして出納員に委任し、当該事務の一部を別表第2により当該委任を受けた出納員をして収納員に委任する。

平成30年2月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

別表第1

出納員名	委任事務
1 会計課の出納員	(1) 現金（現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。）を直接収納し、及び一時保管すること（他の出納員の所掌に属するものを除く。）。

	<p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第164条に規定する現金を繰替払すること（公営競技事務所の出納員の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 県が保管する有価証券で県の所有に属しないもの（以下「保管有価証券」という。）を受け入れ、及び一時保管すること（他の出納員の所掌に属するものを除く。）。</p>
2 総務事務集中課の出納員	(1) 総務事務集中課の所掌事務に伴う物品の調達及び不用品の処分をする場合に納付される入札保証金のうち和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第117条第3項ただし書に該当するものを出納し、及び一時保管すること。
3 総務課の出納員	(1) つり銭用資金を保管すること。
4 税務課の出納員	<p>(1) 税務課の所掌事務に伴う県税収入の収入（戻出に係る支払を除く。）に関すること。</p> <p>(2) かい（和歌山県財務規則第2条第2号に規定するかいをいう。以下同じ。）の所掌事務に伴う県税収入の収入に関する事務に伴う現金を直接収納し、及び一時保管すること。</p> <p>(3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第16条の2第2項の規定により証券をもって納付又は納入の委託を受けた場合における当該有価証券（以下「県税納付受託証券」という。）を出納し、及び保管すること。</p> <p>(4) 和歌山県自動車税等証紙特別会計に係る歳入金を直接収納し、及び一時保管すること。</p> <p>(5) 地方税法第37条の2第1項第1号に規定する寄附金又は法人税法（昭和40年法律第34号）第37条第3項第1号に規定する寄附金を口座振込み又は株式会社ゆうちょ銀行が指定する払込取扱票による払込みの方法で収納し、及び一時保管すること。</p> <p>(6) 公売保証金及び公売代金（現金に代えて納付される証券を含む。）を直接収納し、及び一時保管すること。</p> <p>(7) つり銭用資金を保管すること。</p>
5 管財課の出納員	<p>(1) 管財課の所掌事務に伴う保管有価証券を受け入れ、及び一時保管すること。</p> <p>(2) 普通財産を処分する場合に納付される入札保証金のうち和歌山県財務規則第117条第3項ただし書に該当するものを出納し、及び一時保管すること。</p>
6 国際課の出納員	<p>(1) 国際課の証紙売りさばきに伴う現金を直接収納し、及び一時保管すること。</p> <p>(2) つり銭用資金を保管すること。</p>
7 警察本部の出納員	<p>(1) 警察本部の所掌事務に伴う道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第14項に規定する放置違反金等、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第3第15項第3号イに掲げる手数料及び同号ウに掲げる手数料（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書の政令で定める通知を行ったときの保管場所標章の交付手数料に限る。）の収入（戻出に係る支払を除く。）に関すること。</p> <p>(2) 警察本部が所掌する放置違反金等の収入に関する事務に伴う現金を直接収納し、及び一時保管すること。</p> <p>(3) 警察本部において取り扱う物品を出納し、及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。以下物品の保管については同じ。）すること。</p>
8 那賀振興局、有田振興局及び西牟婁振興局の地域振興部の副部長の職にある出納員	<p>(1) 当該かいの所掌事務に伴う現金を直接収納し、及び一時保管すること。</p> <p>(2) 当該かいの所掌事務に伴う保管有価証券を出納し、及び保管すること。</p> <p>(3) つり銭用資金を保管すること。</p>
9 伊都振興局、日高振興局及び東牟婁振興局の地域振興部の副部長の職にある出納員	<p>(1) 県税収入を除く当該かいの所掌事務に伴う現金を直接収納し、及び一時保管すること。</p> <p>(2) 税務課及び他のかいの所掌事務に伴う県税収入の収入に関する事務に伴う現金を直接収納し、及び一時保管すること。</p> <p>(3) 当該かいの所掌事務に伴う保管有価証券を出納し、及び保管すること。</p> <p>(4) つり銭用資金を保管すること。</p>

10 振興局の地域振興部の主幹（会計担当）の職にある出納員	(1) 当該かいにおいて取り扱う物品を出納し、及び保管すること。
11 県税事務所の出納員	(1) 県税収入を除く当該かいの所掌事務に伴う現金を直接収納し、及び一時保管すること。 (2) 当該かいの所掌事務に伴う県税収入の収入（戻出に係る支払を除く。）に関すること。 (3) 税務課及び他のかいの所掌事務に伴う県税収入の収入に関する事務に伴う現金を直接収納し、及び一時保管すること。 (4) 当該かいの所掌事務に伴う保管有価証券（県税納付受託証券を含む。）を出納し、及び保管すること。 (5) 当該かいにおいて取り扱う物品を出納し、及び保管すること。 (6) つり銭用資金を保管すること。
12 東京事務所の出納員	(1) 当該かいの所掌事務に伴う収入（戻出を含む。）に関すること。 (2) 当該かいの所掌事務に伴う支出負担行為の確認及び支出（戻入を含む。）に関すること。 (3) 当該かいの所掌事務に伴う歳入歳出外現金の受入れ及び払渡しに関すること。 (4) 当該かいの所掌事務に伴う歳出の支出若しくは歳入の戻出の命令又は歳入歳出外現金の払渡しの命令を受け小切手を振り出し、又は公金振替書を指定金融機関に交付すること。 (5) 当該かいの所掌事務に伴う保管有価証券を出納し、及び保管すること。 (6) 当該かいにおいて取り扱う物品を出納し、及び保管すること。
13 公営競技事務所の出納員	(1) 公営競技事務所の所掌事務に伴う現金を直接収納し、一時保管すること。 (2) 地方自治法施行令第164条第2号及び和歌山県財務規則第66条に規定する現金を繰替払すること。 (3) 公営競技事務所の所掌事務に伴う保管有価証券を出納し、及び保管すること。 (4) 公営競技事務所において取り扱う物品を出納し、及び保管すること。
14 その他のかいの出納員（東牟婁振興局地域振興部の会計駐在員の職にある出納員を除く。）	(1) 当該かいの所掌事務に伴う現金を直接収納し、及び一時保管すること。 (2) 当該かいの所掌事務に伴う保管有価証券を出納し、及び保管すること。 (3) 当該かいにおいて取り扱う物品を出納し、及び保管すること。 (4) つり銭用資金を保管すること。
15 かいでない事務所等の出納員	(1) 当該かいでない事務所等の所掌事務に伴う現金を直接収納し、及び一時保管すること。 (2) 当該かいでない事務所等の所掌事務に伴う保管有価証券を出納し、及び保管すること。 (3) 当該かいでない事務所等において取り扱う物品を出納し、及び保管すること。

別表第2

再委任させる事務	会計管理者から委任を受けた者	再委任を受ける者
1 現金を直接収納し、及び一時保管すること。	各出納員	当該出納員の事務を補助する収納員
2 県税納付受託証券を受け入れ、及び一時保管すること。	税務課及び県税事務所の出納員	当該出納員の事務を補助する収納員
3 地方自治法施行令第164条及び和歌山県財務規則第66条に規定する現金を繰替払すること。	会計課及び公営競技事務所の出納員	当該出納員の事務を補助する収納員